

# 広告・プロモーションと商標権侵害2025

～ネット・メタバース時代の販促・ブランディング活動の思わぬ落とし穴、広告と商標権侵害～

どのようなキャッチフレーズが登録になるのか、どのようなキャッチフレーズの使用であれば、商標権侵害にならないのか、ノベルティーへの商標の使用は商標権侵害になるか、ネット広告、インフルエンサーの広告、ステルスマーケティングはどこまで許されるかといった問題は、企業の商標・広告担当者の頭をいつも悩ます問題であり、明確な基準も確立されていません。

そこで、本講座ではこれらの問題について、最新の裁判例・学説を交え、商標登録の可能性、商標権侵害の基準について解説します。

メタバース（3次元の仮想空間）、NFT（非代替性トークン）に関連する商標の権利形成、商標権侵害についても日本の商標法、不正競争防止法、米国の事案などを交えて解説します。

メタバース対応の改正不正競争防止法2条1項3号（2024年4月1日施行）についても詳細に解説します。

## 【プログラム】

1. 広告における商標の法的位置づけ
  - (1)商標事件における「広告」の定義
  - (2)商品自体への使用と広告への使用の違い
  - (3)役務「広告」の類否判断(4)商標的使用の違い（不使用取消と商標権侵害）
2. キャッチフレーズの登録可能性
3. キャッチフレーズと商標権侵害
4. ノベルティー（プレミアム）商品と商標権侵害
  - (1)商標登録の必要があるか
  - (2)侵害判断基準
  - (3)抗弁の方法(4)裁判所が考慮する事情
5. インターネット・メタバース・NFTと広告
  - (1)ネット上使用する商標はどの役務・商品に属するか
  - (2)ネット上使用するどの表示が商標か
  - (3)ネット上、どのような使用が商標権侵害か・検索連動型広告、メタタグ、ショッピングモール、越境、ハッシュタグ
  - (4)国境を越えた広告はどこまで許されるか(Sushi Zanmai事件逆転判決)
  - (5)メタバース、NFTと権利形成
  - (6)メタバース、NFTと商標権侵害（メタバース事件、ポードエイブ事件）
  - (7)メタバース対応の改正不正競争防止法2条1項3号（2024年4月1日施行）
6. 広告と真正商品の並行輸入
7. 特異な広告（おとり広告、インフルエンサー、ステルス）と商標権侵害
8. 広告と著名商標の保護
9. 広告のみの使用と不使用取消審判
10. 広告代理店による広告内容の開示
  11. 他社の商標をどこまで使用できるか
  12. 他社による商標使用と希釈化・普通名称化
  13. 広告と品質誤認
  14. 国旗と広告
  15. 商標とパロディ
  16. 新商標（色彩、動き、音等）の広告と商標権侵害
  17. 新商標・新意匠（画像・建築物・内装）とブランド戦略・マーケティング戦略



## 【開催概要】

開催日

【前編】令和7年2月27日（木）13時30分～16時30分

【後編】令和7年2月28日（金）13時30分～16時30分

開催方式

※Zoomを利用したオンライン形式で開催します。参加者の顔出しはせず、チャット機能を活用し、講師への質問を受け付けます。  
事前にご利用のPC・スマートフォン等で、ZOOMがご利用可能かご確認ください。

※オンラインセミナー終了後、約1ヶ月間（3/31まで）オンデマンド配信（有料）を行います。  
開催当日ご都合が悪い方は、オンデマンド配信をご利用ください。

講師

青木 博通 氏（ユアサハラ法律特許事務所 パートナー弁理士）

受講料

会員11,500円 一般22,500円（全2回・消費税込）

※ 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き（大阪発明協会法人会員のみ）

①(1)開催前3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。

(2)受講料請求書は、前編の講座開催日の10日前頃に郵送いたします。

(3)他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

申込みフォーム



※左の二次元コードを読み取るか、下のURLから受講申込みフォームに入り、お申し込み下さい。

<http://jiiiosaka.jp/BforthForm/?id=3>

申込先

一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiiosaka.jp/>) [kensyu@jiiiosaka.or.jp](mailto:kensyu@jiiiosaka.or.jp)

電話 06-4792-7621 [kensyu@jiiiosaka.or.jp](mailto:kensyu@jiiiosaka.or.jp)